

議案第2号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、別紙  
のとおり議決を求めます。

令和8年5月15日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

鳥取県教育委員会訓令第 号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総括管理者等の代理者) 第8条 略</p> <p><u>(化学物質管理者)</u> 第8条の2 <u>リスクアセスメント対象物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。以下この条において同じ。）を製造し、又は取り扱う本庁各課及び所属所に、省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、同項に規定する表示等及び教育管理を、当該本庁各課又は当該所属所以外の本庁各課又は所属所（以下この項において「他の本庁各課等」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁各課等に置かれた化学物質管理者が管理する。</u></p> <p><u>2 リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う本庁各課及び所属所（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う本庁各課及び所属所を除く。）に省令第12条の5第1項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、当該表示等及び教育管理を、当該本庁各課又は当該所属所以外の本庁各課又は所属所（以下この項において「他の本庁各課等」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁各課等に置かれた化学物質管理者が管理する。</u></p> <p><u>3 化学物質管理者は、当該本庁各課又は所属所の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</u></p> <p><u>4 第6条第4項の規定は、前項の規定により化学物質管理者を指名した場合について準用する。</u></p> <p><u>(保護具着用管理責任者)</u></p>	<p>(総括管理者等の代理者) 第8条 略</p>

第8条の3 化学物質管理者を置く本庁各課及び所属所であつて、リスクアセスメント（省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。）の結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものに、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理させるために、保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、当該本庁各課又は所属所の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 第6条第4項の規定は、前項の規定により保護具着用管理責任者を指名した場合について準用する。

附 則

この訓令は、令和8年 月 日から施行する。